

貸付と手形割引

小 林 威 雄

一

貸付と手形割引は、預金および為替取引とともに銀行業を規定する業務である。

銀行は、一方で、貨幣取り扱い業務を営み、また利子をつけて預金を大量に集積し、他方で、この大量に集積した預金をもとにして、自己の責任と計算とにもとづいて貸付または手形割引などを行ない利子生み資本として運用し、利潤を取得する。貸付と手形割引は、銀行が貨幣を利子生み資本として運用する主要な形態である。ところで、銀行が行なう主要な、貨幣の資本としての運用は、利子生み資本としての運用である。したがって、貸付および手形割引の考察においては、あらかじめ、利子生み資本、利子について理解しておくことが必要である。そこで、まず、利子生み資本、利子についての考察からはじめることにする。

二

資本主義的生産の基礎のうえでは、貨幣は、資本に転化することができ（貨幣が資本として機能しない部面もある）、この転化によって産業資本として、または商業資本として機能し、一般に平均利潤を生むことができるようになる。このことによって、貨幣は、平均利潤を生み出すという一つの性質、資本として機能するという一つの性質を受けとる。

こうして、貨幣は、それが貨幣としてもっている使用価値のほかに、資本として機能するという一つの追加的使用価値を受けとることになる。この貨幣の追加的使用価値とは、まさに、貨幣が資本に転化して生み出す利潤にほかならない。そして、このような、可能的資本としての、利潤を生産するための手段としての性質において、貨幣は、商品に、といつても一つの独特な種類の商品になり、追加的使用価値をもつ商品として、つまり資本という商品として取り引きされることになる。この独特な種類の商品として取り引きされる貨幣が利子生み資本である。

ある一定額の貨幣は、それが産業資本として、または商業資本として使用されるならば、年に一定額の利潤を生み出すことができる。したがって、一定額の貨幣を所有し、自由に使うことができる人は、一定額の利潤を生み出す力を可能性としてもっていることになる。もし、この人が、この一定額の貨幣を現実にそれを資本として使用する他の人に一定の期間委ねるならば、この人は、他の人にたいして、他の人はなんの費用も費やさず、なんの等価も支払わないで、一定額の貨幣の利潤を生み出す力を与えることになる。そして、委ねられた人は、この一定額の貨幣を資本として使用し、一定額の利潤を取得することになる。委ねられた人が生産された利潤の一部分を貨幣の所有者に

支払うとすれば、かれは、それによって一定額の貨幣の利潤を生み出すという資本としての機能、つまり一定額の貨幣の追加的使用価値にたいして支払うことになる。この利潤のなかから、かれが貨幣の所有者に支払う部分は利子と呼ばれる。だから、利子というのは、一定額の貨幣を委ねられた人、すなわち機能資本家⇨産業資本家と商業資本家が、利潤のうち自分のポケットに入れないで、貨幣の所有者⇨貨幣資本家である貸付資本家に支払わなければならない部分を表わす特殊な名称にほかならないということになる。

以上のように、一定額の貨幣をもっているということが、その所有者に、かれの貨幣によって生産された利潤の一部分を、利子として取得する力を与える、ということはあるからである。しかし、もし、かれがもっている一定額の貨幣を、自分の個人的な消費のために支出したり、または蓄蔵貨幣として手もとに保有して、機能資本家に委ねなかつたとすれば、機能資本家はこの一定額の貨幣によって利潤を生産することはできないから、この一定額の貨幣に関するかぎり、かれは資本家として機能することはできないであろう。機能資本家は、貨幣資本家がその所有する貨幣を資本として支出しないかぎり、利潤を生産することはできない。だから、貨幣資本家が、その所有する貨幣を資本として支出したばあいには、それを受けた機能資本家から、それによって生産された利潤の一部分を利子として受けとるということは、当然のことである。こうして、貨幣は、資本として機能するという性質において、利子を得するために貸し付けられることになる。

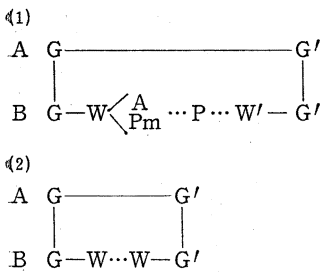
そこで、つぎに、利子生み資本の特有な流通について考察しよう。

利子生み資本の運動の出発点は、すでにあきらかにしたように、貸付資本家Aが機能資本家Bに支出する貨幣である。したがって、利子生み資本の運動は、Aが所有する貨幣をBに資本として支出するという行為、G—Gからはじ

まる。Aによって資本として支出された貨幣は、Bによって現実に機能資本として支出される。産業資本として支出されるばあいには、労働力および生産手段の購買のためにもちいられ（ $G \rightarrow W \xrightarrow{Pm} A$ ）、商業資本として支出されるばあいは、販売するための商品の購買のためにもちいられる（ $G \rightarrow W$ ）。こうして、この貨幣は、現実に資本に転化されて、産業資本のばあいは、 $G \rightarrow W \xrightarrow{Pm} A$ 、商業資本のばあいは、 $G \rightarrow W \rightarrow W \rightarrow G$ という運動を通過し、そのうちに、つまり現実に資本として機能したのちに、Aの手もとに $G' \rightarrow (G + 4G)$ （ $4G$ は利子を表わす）として復帰し、還流する（ $G \rightarrow G' \rightarrow (G + 4G)$ ）。このような、普通の形態における利子生み資本の運動は、したがって、つぎのようになる。(1)はBが産業資本家であるばあい、(2)はBが商業資本家であるばあい、である。

この運動においては、資本としての貨幣の支出と実現された資本としての貨幣の還流が二重に現われる。商業資本の運動、 $G \rightarrow W \rightarrow W \rightarrow G'$ においては、同じ商品の二度の場所変換が行なわれ、また単純な商品流通 $W \rightarrow G \rightarrow G \rightarrow W$ においては、同じ貨幣の二度の場所変換が行なわれるが、しかし、これらの場所変換は、いずれも商品の購買、販売という姿態変換を示している。ところが、利子生み資本のばあいには、Gの第一の場所変換（ $G \rightarrow G$ ）は、けっして商品の姿態変換の契機でもなければ、資本の再生産の契機でもない。Gの場所変換がこのような契機になるのは、資本としての貨幣の第二の支出（ $G \rightarrow W \xrightarrow{Pm} A$ 、 $G \rightarrow W$ ）においてであり、機能資本家の手においてである。ここでは、Gの第一の場所変換は、貸付資本家から機能資本家へのGの移転または引き渡し以外にはなにも表わしていない。

しかし、ここでの $G \rightarrow G$ においては、貨幣は、たんなる貨幣として譲渡されるのではなく



く、資本として引き渡され、資本として場所変換が行なわれるのである。ここでは、貨幣は、資本として機能し、利潤を生みだすという使用価値をもつ商品として取り引きされ、 $G \rightarrow G$ という場所変換を行なうのである。利子生み資本の運動における第一の貨幣の支出、 $G \rightarrow G$ は、自分の貨幣を利子生み資本として増殖しようとする貸付資本家が、それを機能資本家に譲り渡し、それを流通に投じ、それを資本としての商品に、たんに貸付資本家にとってだけではなく、機能資本家にとっても資本としての商品にし、貨幣が資本という商品として取り引きされる過程である。利子生み資本においては、貨幣は、貸付資本家にとって資本であるだけでなく、はじめから資本として、利潤を生みだすという使用価値をもつ価値として、すなわち運動のなかで自分を維持し、機能したあとで、貸付資本家の手に帰ってくる価値として、機能資本家に譲渡される。だから、それは、ある期間のあいだだけ貸付資本家の手から離れて機能資本家の手に移り、一定期間のうちにその出発点に帰ってくる。しかも、実現された資本として利子をとまって帰ってくる。このように、利子生み資本として増殖しようとする貸付資本家の貨幣は、支払われてしまうのでも、売り返されてしまうのでもなく、資本として、一定の期間のうちに利子をとまって帰ってくるという条件のもとで譲渡されるのである。このような資本としての貨幣の支出を貸付という。

第一の支出、 $G \rightarrow G$ に引きつづいて、第二の支出、 $G \rightarrow W$ \swarrow Pm \searrow A 、または $G \rightarrow W$ が行なわれる。借り手である機能資本家は、借り入れた貨幣を機能資本の運動に投入することになる。

このような、資本としての貨幣の二重の支出に対応して、実現された資本としての貨幣は二重に還流する。第一の還流は、機能資本家のもとへの利潤をとまらなうの還流である。機能資本家に貨幣が還流するのは、ただ、かれが資本として支出したものととして、機能資本本として還流するだけであり、それは貸付資本家の所有物である。だから、貸

幣の還流が完全になるためには、機能資本家はそれを再び貸付資本家に引き渡さなければならず、しかも、かれがこの資本額でもって手に入れた利潤の一部分を利子としてつけて引き渡さなければならない（第二の還流）。なぜならば、貸付資本家が機能資本家に貨幣を渡したのは、ただ資本として渡したのであるからである。この実現された資本としての貨幣の第二の、さいごの還流は、資本としての貨幣の第一の支出が貸付という形態をとったのに対応して、返済という形態をとる。この返済によって、利子生み資本の運動は完了する。

以上のように、利子生み資本の流通は、産業資本や商業資本の運動においてみられる資本の流通とはちがう形式をとっている。それは、貸付、返済と呼ばれる形態であるが、このような形態が生じるのは、ここでは、貨幣が資本として独特な種類の商品となっているからである。

ところで、資本がその出発点に復帰するということは、一般に、資本がその総循環のなかで行なう特徴的な運動であって、けっして利子生み資本の運動だけにある特徴ではない。利子生み資本の運動の特徴は、出発点への資本の復帰が機能資本によって媒介される循環から分離された、外的な形態をとるという点にある。すでにのべたように、利子生み資本の運動における第一の場所変換は貸付であって、貸付資本家が機能資本家に自分の貨幣を資本として手放すということは、けっして資本の現実の再生産過程のなかでの行為ではなく、ただ機能資本家によって実行されるべき資本の現実の循環を準備するだけである。したがって、貸付は、貸付契約にもとづく一つの法律上の取引であって、この取引は、資本の現実の再生産過程とはなんの関係もなく、ただそれを準備するだけである。また、機能資本家から貸付資本家の手に、機能資本として還流した資本を再び移す返済は、現実の再生産過程のあとで行なわれる、現実の過程とは無関係な第二の法律的取引であり、第一の法律的取引の補足である。だから、利子生み資本の出発点

と復帰点、貸付と返済は、資本の再生産過程における資本の現実の運動とはなんの関係もない、この運動の前と後とで行なわれる任意な、法律的取引によって媒介される運動として現われる。そして、このような、貸付および返済という最初と最後の両極の運動が利子生み資本の運動の全体を包括することになる。ある期間を限つての貨幣の譲渡・貸付、そして利子をつけての回収、これが利子生み資本そのものの固有の運動形態の全体となる。貸し付けられた貨幣が資本として行なう現実の運動は、利子生み資本の運動、貸付、返済という取引とは関係なく、そのかなたで行なわれる一つの操作であり、これらの取引そのものにおいては、資本の現実の運動の媒介は消滅しており、目にみえなくなっており、直接にはそれに含まれていない。利子生み資本においては、資本としてのその還流は、貸し手と借り手とのあいだのたんなる合意によってきまるかのようにみえる。したがって、資本の還流は、この取引に関しては、もはや生産過程によって規定された結果としては現われないで、あたかも利子生み資本として貸し付けられた貨幣は、はじめから終りまで貨幣の形態がなくなつたことがまつたかのようにみえる。利子生み資本の総運動は $G \rightarrow G'$ という形態をとることになる。この運動を媒介するものは、もはや時間的間隔以外にはなにもない。貨幣は、貸付において、最初から資本として支出、投下され、そして、その貨幣がどのような現実の過程をたどつたかということとは現われないで、利子をともなつて返済され、還流する。この点が利子生み資本の運動の特徴である。

しかし、資本としての貨幣の貸付——ある一定の期間のうちに利子をつけて返済されるという条件での貨幣の譲渡——は、貨幣が現実には資本として使用され、資本の現実の運動が行なわれて利潤をともなつて還流し、そして、予定された一定の期間のうちに利子をつけて返済され、その出発点に還流するということを前提として行なっている。だから、利子生み資本の運動は、産業資本としての、または商業資本としての現実の資本の運動を前提として、はじめてなりた

つのである。

以上、利子生み資本の運動について簡単に考察したが、産業資本や商業資本の運動においてはみられない利子生み資本の運動の特徴は、貸付、返済と呼ばれる二つの流通である。貸付、返済は、貨幣が資本という商品として取り引きされるばあいの取引の二つの形態であるが、貸付において貸し手である貸付資本家は、借り手である機能資本家になんを与え、なにを譲り渡すのか、そして、それについて、借り手は、返済において貸し手になんを支払うのか。そこで、貸付、返済についてももう少し立ち入って考察することにする。

すでにのべたように、貸付は、資本としての貨幣の譲渡であり、資本という商品としての貨幣の譲渡である。

普通の商品の販売のばあいに、譲渡されるものは、商品の価値ではない。なぜならば、この価値はただ商品の形態から貨幣の形態に形態を変えるだけだからである。現実に売り手によって譲り渡されるものは、商品の使用価値である。

貸付のばあいに、貸し手によって譲り渡されるものも、資本という商品の使用価値である。この使用価値は、貨幣が資本に転化することができ、資本として機能することができるということによって、したがって貨幣がその運動のなかで平均利潤を生み出すということによって、貨幣が受けとる使用価値、貨幣の追加的使用価値である。普通の商品のばあいには、使用価値は個人的または生産的に消費され、商品の実体はなくなり、またそれといっしょに商品の価値もなくなってしまいが、資本という商品は、その使用価値の消費によって、その価値もその使用価値も維持されるだけでなく増殖もされるという特性をもっている。貸付資本家は、このような資本としての貨幣の使用価値をある一定の期間だけ機能資本家に譲り渡し、この期間のあいだ貸し付けた貨幣の処分を機能資本家にまかせておくのであ

る。

このように、貸付資本家は、ある使用価値を譲り渡すのであり、したがって、かれが手放すものは商品として手放される。そして、そのかぎりでは、普通の商品と類似している。しかし、両者は二つの点でまったくちがう。第一に、販売のばあいには、使用価値だけが譲渡されて価値は譲渡されないが、貸付のばあいには、使用価値が譲渡されるだけでなく、価値も譲渡される。貸付のばあいには、貸し手だけが価値を手放し、したがって借り手だけが価値を受けとる。といつても貸し手は等価を受けとらないで価値を手放すのであり、その価値の所有は手放されないから、その価値は予定された一定の期日に返済されなければならない。第二に、まえにも述べたように、譲渡される使用価値は内容的にも形態的にもまったくちがう。販売のばあいには譲渡される使用価値は、普通の商品の特殊な使用価値であるが、貸付のばあいには譲渡される使用価値は、資本という商品の資本として機能するという使用価値であり、それ自身が価値である。

貸付において、貸し手が借り手に譲渡するものは、一定の期間ののちに利子をつけて返済されることを条件とする資本という商品の価値および追加的使用価値である。

つぎに、借り手が貸し手に支払うものはなにか、という問題に移ろう。

普通の商品のばあい、買い手が買うものはその商品の使用価値であり、かれが売り手に支払うものは、その商品の価格に表示されているその商品の価値である。資本という商品の買い手、すなわち資本としての貨幣の借り手が買うもの、貸し手から譲り受けるものも、資本としての貨幣の使用価値であるが、借り手が貸し手に支払うものは、この資本という商品の価値ではない。貸し手は、貨幣を資本として譲渡し、等価を受けとらないで貨幣を手放し、借り手

は、等価を支払わないで貨幣を受けとる。借り手が貨幣を借りるのは、資本としてであり、この貨幣を資本として現実に機能させ、貨幣がもっている資本として機能するという使用価値を実現して、利潤を取得するためである。しかし、借り手がこのような貨幣を借りることができたのは、貸し手が貨幣を資本として貸し付けたからである。だから、借り手は、貨幣を一定期間のうちに実現された資本として、すなわち貸し手から借りた貨幣Gだけでなく、 $G + 4G$ として貸し手に返さなければならない。この $4G$ が利子である。そこで、借り手が貸し手に借りた貨幣の返済のほかに支払うものは利子であり、それは借り手が取得した利潤の一部分である。支払われる利子は、利潤の一部分であつて、全部ではない。もし、借り手が利潤の全部を支払うならば、借り手は自分のために利潤を生産するという貨幣の追加的使用価値を貸し手から譲渡されなかつたことになるし、また、もし、借り手が利潤の全部を手に入れ、借りた貨幣だけを返済するのであれば、かれは貨幣の追加的使用価値の譲渡にたいして貸し手になにも支払わないことになり、貸し手にとっては貨幣は資本として貸し付けられなかつたことになるであろう。だから、貨幣が現実に資本として機能することから生じる利潤の一部分が、利子として借り手によって貸し手に支払わなければならないということになる。

こうして、利子は、資本という商品の追加的使用価値にたいして支払われるのであり、資本という商品の価格として現われることになるのである。

貨幣が資本という商品として取り引きされ、利子がこの資本という商品の価格として現われるということは、貨幣が資本に転化することができ、資本に転化することによって利潤を生み出すという使用価値を貨幣が追加的に受けとることから生じるのであり、そして、貨幣がこのような追加的使用価値を受けとるのは資本主義的生産を基礎として

いるからであり、利子もたらされるのは現実の利潤の生産を前提としているからである。

ところが、このようにして、貨幣が資本という商品として取り引きされ、利子がこの資本という商品の価格として支払われるということがひとたび成立すると、貨幣が現実の再生産過程において資本として機能し、利潤を生産するということにかかわりなく、貨幣がそれ自身資本であるものとして現われ、また利子は現実の利潤から自立化してこの資本のたんなる価格として現われるようになる。借り手が借りた貨幣を資本として現実に機能させることに失敗し、利潤をあげることができなかつたばあいにも、また借り手が債務の支払いのために貨幣を借り入れたばあいにも、借り手は、貸し手に借り入れた貨幣額とその利子を返済しなければならぬ。貸し手にとっては、貸し付けられた貨幣が借り手によってどのように使用されるかということにかかわりなく、貸し付けられた貨幣に利子がつけられて返済されれば、貸し付けられた貨幣は、資本として、利子生み資本として運用したことになるのである。

以上のところでは、資本として取り引きされる商品を貨幣としてのべてきたが、それは自立的な価値額という意味においてであつて、かならずしも貨幣の形態である必要はない。たとえば、建築物、船舶、機械などは固定資本として貸し付けられることができるし、また原料などは流動資本として貸し付けられることができる。しかし、これらのばあいにおいても、貸し付けられるものは、ある一定の価値額であり、つねに貨幣で表わされ、その貨幣額にたいして利子が計算される。したがつて、貨幣の形態で貸し付けられる資本が、基本の形態であり、本来の貨幣資本、本来の貸付資本である。それにたいして、現物の形態で貸し付けられる資本は、ただ貨幣資本の特殊な形態であるにすぎない。

利子生み資本は、一定の価値額が貸し付けられるという形態に着目して貸付資本というように呼ばれる。したがつ

て、貸付資本は利子生み資本であり、利子生み資本の本来の形態である。しかし、利子生み資本という概念は、利子つき証券つまり有価証券にも適用されるから、貸付資本という概念とは同じではない。^(注)

ところで、利子生み資本、利子が資本主義経済のもとにおいて現実の姿をとり、いろいろな形態で登場して来るのは、銀行制度、金融制度、信用制度を通してである。

資本主義経済のもとにおける資本の基本的な形態は産業資本である。利子生み資本は、この産業資本に従属する一つの資本の形態である。産業資本は、自分に適合し、従属する利子生み資本を資本主義経済において具体化し、産業資本の機能、その運動をより十分なものとして発展させるために銀行制度、信用制度をつくりだすのである。したがって、利子生み資本が資本主義経済のもとにおいて具体的な形態をとって機能し、一つの資本として自立化するのには、銀行制度、金融制度のなかにおいてである。そして、これらの制度の中心となり、中枢となっているのは銀行であり、また利子生み資本の具体的ないろいろな形態のなかでその基本的な形態となっているのは、銀行が行なう貸付であり、手形割引であるのである。

(注)

。『資本論』第三部第五篇第二章。

。小林威雄『貨幣論』第五章、青林書院新社。

三

わが国においては、金融ないし銀行の業務、取引の用語として、貸出、貸付という二つの言葉がもちいられてい

る。この二つの言葉は、あるときには、まったく同じ意味の言葉として使われることがあり、またあるときには、區別してもちいられる。そして、區別してもちいられるときは、貸出は広い意味で、貸付はより狭い意味で使われているようである。しかし、この二つの言葉がはつきり使い分けられているわけではない。いま、どのようなばあいに貸出という言葉が使われ、どのようなばあいに貸付という言葉が使われるか、ということをおおまかに整理してみると、つぎのようになるようである。

(1) 貸出

(イ) 銀行が信用を供与する与信（授信）業務として行なう取引の総称として使われるばあいである。

銀行の与信業務としての取引は、銀行の固有業務である貸付（手形貸付、証書貸付、当座貸越）、手形割引、コール・ローン、そして銀行の付随業務である貸付有価証券、支払承諾であるが、これらすべてを包括して貸出というばあいである。

(ロ) 銀行が一般の取引先にたいして行なう与信業務の取引について使われるばあいである。このばあいの貸出においては、金融機関ないし金融業者向けに行なわれるコール・ローンは除外されることになる。

(ハ) 銀行の与信業務としての取引のうち、銀行の固有業務である貸付、手形割引、コール・ローンの取引について使われるばあいである。

(ニ) 銀行の固有業務としての与信業務の取引のうち、貸付、手形割引の取引について使われるばあいである。

貸出という言葉は、以上のようなばあいに使われているようであるが、普通、慣例としては、(ロ)のばあいの貸付（手形貸付、証書貸付、当座貸越）と手形割引とを合わせて貸出といっている。なお、日本銀行においては、貸付の

うち証書貸付は行なわないので、日本銀行の貸出というときは、手形貸付、当座貸越、手形割引の三つの取引を合わせたものをさしている。

(2) 貸付

(イ) 手形貸付、証書貸付、当座貸越の三つの取引について使われるばあいである。

(ロ) 手形貸付、証書貸付の取引についてだけ使われるばあいである。

貸付という言葉は、普通、だいたい(イ)のばあい、すなわち手形貸付、証書貸付、当座貸越の三つの取引を合わせたばあいに使われる。(ロ)のばあいの貸付という言葉が使われている例は、「臨時金利調整法」^(世)にみられる。

以上のように、貸出、貸付という言葉はいろいろな意味で使われているが、普通、慣例としては、貸出という言葉は(1)の意味で、すなわち手形貸付、証書貸付、当座貸越の貸付と手形割引とを合わせた言葉として使われ、貸付という言葉は(2)の(イ)の意味で、すなわち手形貸付、証書貸付、当座貸越の三つを合わせた言葉として使われている。しかし、まえにも述べたように、このようにはっきりと貸出という言葉と貸付という言葉とが使い分けられているわけではない。このことは、つぎにのべる貸出、貸付についてのいろいろな分類方法によって分けられて、普通使われている用語をみることによってわかるであろう。

貸出、貸付は、それをどのような観点から考察するか、ということによっていろいろな分類方法があり、それぞれの分類方法にもとづいていろいろな分類されている。たとえば、(1)貸出先の法的性格による分類（個人向貸出、法人向貸出、地方公共団定向貸出）、(2)貸出先の規模による分類（大企業向貸出、中小企業向貸出）、(3)貸出先の業種による分類（製造業向貸出、非製造業向貸出など）、(4)資金の用途による分類（運転資金貸出、設備資金貸出など）、(5)金

融機関の自己の貸付か、他の金融機関の委託による貸付かによる分類（固有貸付——直接貸付または直貸、代理貸付）、(6) 一金融機関の貸出か、複数の金融機関が協定して行なう貸出かによる分類（単独融資、協調融資、共同融資）、(7) 期限による分類（短期貸出または短期貸付——一年未満——、長期貸出または長期貸付——一年以上——）、(8) 担保の有無による分類（担保貸付、無担保貸付、信用貸付）、(9) 担保の種類による分類（預金担保貸付、有価証券担保貸付、不動産抵当貸付、財団抵当貸付など）、(10) 貸付金の交付の仕方による分類（全額貸付、分割貸付、限度貸付、極度貸付）、(11) 返済の仕方による分類（一括償還貸付、割賦償還貸付）、(12) 貸出通貨による分類（円貸貸出、外貨貸出）、(13) 貸借対照表における勘定科目による分類（貸出金——割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越——）、(14) 貸出金額による分類、(15) 貸出利率による分類、などがある。

これらの貸出、貸付についての分類のうち、通常、貸出、貸付についての説明は、勘定科目によって分類されている割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越において行なわれている。それは、これらの四つは勘定科目によって分けられたものであるが、これらは、また、貸出の方法、貸付取引の形態、貸付の手続による分類においても同じように分けられるものであるからである。そこで、この分類にしたがい、**四**において貸付、**五**において手形割引について考察し、要点を整理しておくことにする。

〔注〕「臨時金利調整法」(昭和二年二月二三日法律一八一号)。

第一条第二項

「この法律において、金利とは、全国各地における金融機関の実際に行う預金又は貯金の利率……中略……貸付の利率、手形の割引率、当座貸越の利率、コール・ローン又はコール・マネーの利率並びに有価証券の引受料、戻料その他これらに準ずるものをいう」(傍点——小林)。

四

現行の貸借対照表においては、手形貸付、証書貸付、当座貸越の三つは、資産の総括科目、貸出金勘定のなかに包括されているが、以前は、総括科目、貸付金勘定に包括されていた。したがって、これらの三つのものが貸付の取引形態であるということは、以前からかわりがない。

手形貸付

手形貸付は、銀行が貸付を行なうさいに、借用証書のかわりに、借り手に貸付金額 \parallel 借入金額を額面とし、借り手を支払人、銀行を受取人とする銀行あての約束手形を振り出させ、交付してもらって、それと引き換えに、額面金額から利子を差し引いた金額を貸し付けるといふ貸付形態である。したがって、手形貸付のばあいは、利子は貸付のときに徴収することになる。

このように、手形貸付においては、借用証書ではなく、借り手の銀行あての約束手形がもちいられ、そしてこの約束手形を割り引くという形式がとられるのであるが、手形貸付は、銀行にとって、証書貸付にくらべて一般につきのような利点があるとされている。

- (1) 手形を徴求する方が金銭消費貸借契約証書を作成するよりも手続が簡便である。
- (2) 手形を徴求することにより、消費貸借契約上の債権とともに手形法上の債権を合わせて確保することができ、どちらの債権によっても行使することができる。⁽¹⁾

(3) 手形のため期日における債権の取り立てが簡便であり、返済しないばあいには手形が不渡りになるので弁済履行

の促進効果がある。

(4) 手形を再割引や担保とすることによって資金を調達することができる。

(5) 利子を前取りすることができる。

手形貸付においては、すでにのべたように、借り手が振り出した約束手形の額面金額から利子を差し引いた金額を貸し付けるという方法がとられるので、形式的には五においてのべる手形の割引と同じになるが、手形貸付と手形割引とはその性質がまったくちがうということに注意する必要がある。手形割引のさいの約束手形は、手形の振出人のほかに少なくとも一名の手形裏書人が割引依頼人として存在している複名手形であって、この手形の割引は、すでに行なわれた掛け売り、掛け買いによる商取引から発生した債権債務の關係に銀行が介入して、銀行がその債権を肩がわりすることであるが、手形貸付のさいの約束手形は、借り手があらたに振り出したものであるから、手形の債務者は借り手一人である単名手形であり、借り手が約束手形を振り出して借り入れるのである。また、手形貸付のばあいの利子は貸付金利息といい、割引料とはいわない。

手形貸付は、主として運転資金を貸し付けるばあいに行なわれ、貸付期間は、二カ月とか三カ月というように短期であるのが普通である。しかし、手形の支払期日に書き替えることもできる。したがって、実際には手形の支払期日があるたびに書き替え、継続されて、実質上、長期の貸付になっているばあいも少なくない。

なお、以上のような単名手形貸付のほかに、借り手が銀行に預けている定期預金を担保にする預金担保手形貸付、また少額の商業手形を数枚まとめてこれを担保とするというような商業手形担保手形貸付がある。

証書貸付

貸付と手形割引

証書貸付は、借り手から借入の内容、条件などを記載した借用証書（金銭消費貸借契約証書）を差し入れてもらって行なう貸付の形態である。この方法によるばあいは、金銭貸借の事実、金額、使途、元金の弁済期、弁済方法、利息、利息の支払方法、担保物件の明細などの貸付条件を明確にすることができる。弁済方法には、大別して満期一括払いと分割払いの方法があり、利息の支払時期は、一括前払い、一括後払い、分割前払い、分割後払いがある。証書貸付のばあいには、手形貸付のばあいのように手形法上の債権を取得することができないので、そのかわりに工場財団、土地、建物などの不動産を担保として徴求するのが普通である。

■証書貸付は、不動産抵当貸付や地方公共団体にたいする貸付などの長期の貸付のばあいにもちいられる。長期信用銀行のように長期の貸付を行なうことを主とする銀行では、証書貸付が貸付金の大部分を占めている。従来、普通の銀行では手形貸付のかたちでの貸付が多く、証書貸付はあまり利用されなかったが、昭和四〇年ごろから貸付金に占める証書貸付の比率が増大してきている。その理由としては、設備資金の貸付がふえてきていること、住宅ローンの増大などがあげられている。

なお、金銭消費貸借契約証書は、通常、貸付金の金額を一時に借り手に交付するばあいに作成され、使用される。しかし、貸付金が一時に交付されなくて、数回に分割して交付されるばあいも少なくない。このような貸付金が数回にわたって交付される貸付の方式を広義の分割貸付といわれる。広義の分割貸付は、貸付契約の区分によって(1)狭義の分割貸付、(2)限度貸付、(3)極度貸付の三つの形態に分けられる。それぞれ、分割貸付契約証書など契約証書が差し入れられる。(1)の分割貸付は、ほとんどのばあい証書貸付として行なわれ、通常、初回の貸付金交付のときに貸付金全額を確定し、その後の貸付金の交付の時期、金額、使途、返済方法、利息、利息の支払方法、抵当権設定などにつ

いて契約をむすび、分割して交付する貸付である。(2)の限度貸付は、貸付金の最高限度額、その他の事項について契約し、貸付金の限度額に達するまで、数回に分けて、手形貸付の方法でもって行なわれる貸付である。この限度貸付も実務上証書貸付の領域とされている。限度貸付においては、貸付金の限度額はきまっているが、銀行はかならずしも限度額までの融資の義務を負うわけではなく、限度額は債権額として確定したものではない。(3)の極度貸付は、貸付金の最高残高(極度額)を設定し、その範囲内で貸付を反復継続して行なう契約にもとづく貸付である。(2)は今日ではあまり行なわれていなく、(3)は当座貸越がその例であるが、証書貸付として行なわれる例は少ないということがある。

当座貸越

当座貸越は、銀行が当座預金の取引先とあらかじめ当座貸越契約をむすび、この契約で定められた一定の極度額までは当座預金の残高をこえて小切手・手形を振り出すことを認め、立て替え払いをするという方法で行なう貸付である。したがって、当座預金残高をこえて実際に小切手・手形が振り出され、銀行が支払ったときに貸付が行なわれたということになる。返済は、取引先が後日、当座預金勘定に入金することによって行なわれる。

当座預金は、取引先の日常の出納預金であるので、出し入れが頻繁であり、その出し入れの過程のなかで一時的に残高が不足するさいに、いちいち銀行に借入れを求めることは手数がかかり、不便であるということから、当座貸越契約がむすばれることになる。預金者にとっては、必要に応じて必要とする額を貸越極度額まで任意に小切手・手形を振り出し、自動的に借り入れることができ、利息は実際に借り入れた額について、借りている期間だけ支払えばよいので便利であるが、銀行にとっては、いつ極度額までの貸付が生じるか予測することができないので、つねに相

当の準備金を必要とし、実際に使用されなければ利子も生じないし、また乱用される危険性もある。そこで、銀行は、当座貸越契約にはとくに慎重な態度をとり、かつ定期預金や有価証券など処分性の高い確実な担保（根抵当）を徴求する。また、利率は、貸越による借入れの利用が金額、時期とも約定の範囲内で取引先が自由に決定することができるといって、銀行は常時、相当の準備金を保有しておかなければならず、利息は後取りであり、さらにその他コスト高になるなどの理由によって、一般の貸出利率よりも高く設定されている。当座貸越契約の期間は、三カ月、一カ年などときめてあるばあいもあるが、とくにきめていないばあいもある。当座貸越は、わが国では、あまり利用されていない。

なお、個人向貸付において、個人の当座預金の貸越のほかに、その応用としての総合口座（普通預金取引に定期預金を担保とする当座貸越取引をセットし、普通預金残高が不足するばあいに定期預金残高の九〇％——最高一〇〇万円——の範囲内で普通預金の支払手続によって当座貸越しをし、払い戻しを行なう）、カード・ローンなどがある。

以上、貸付の三つの形態について簡単にみてきたが、これらの貸付において担保をとって行なわれる貸付を担保（付）貸付、担保をとらないで行なわれる貸付を無担保貸付というようにいわれる。担保というのは、銀行が貸付先の債務の不履行にそなえて、貸し付けた債権の弁済を確保するために引き当てとするものであり、人的担保（保証）と物的担保とがある。わが国における金融統計では、担保別の貸付は、担保貸付（不動産・財団・船舶抵当貸付、有価証券担保貸付、その他担保貸付——預金担保等——）、保証貸付、信用貸付に区分されている。

信用貸付というのは、無担保、無保証の貸付であり、銀行が、取引関係において密接であり、信用の厚い優良な取引先にたいして、債務者の信用だけを基礎にして行なう貸付である。したがって、真の意味での無担保貸付であると

いうことができる。そして、この信用貸付が全国銀行担保別貸付残高において四割弱を占めていることに注意する必要がある。

保証貸付というのは、人的担保（保証）を徴求したうえで行なう貸付である。すなわち、取引先（債務者）以外の他の銀行その他第三者の信用、担保力を貸し付けた債権の弁済の引き当てとする、保証人を徴して行なう貸付である。中小企業向貸付においては、とくに信用保証協会の保証による協会保証貸付が広く利用されている。

担保貸付というのは、物的担保を徴求したうえで行なう貸付である。物的担保とは、取引先（債務者）や第三者から特定の財産を提供させて、その物的価値を利用して貸し付けた債権の弁済を確保するために引き当てとする、ということである。このばあい担保としてみちいられるものは、不動産（土地、建物）、財団（企業の不動産、動産、その企業にかんする免許、特許その他の権利を一括して法律上一個の物として取り扱う。たとえば、工場財団、鉄道財団など）、船舶などの抵当、公社債、株券などの有価証券、商品（倉荷証券、貨物引換証、船荷証券）、そして取引先が自行に預けている定期預金などである。

担保にたいする権利、担保権には、一般に、預金、有価証券などにたいする質権、不動産、財団などにたいする抵当権、手形や商品などにたいする譲渡担保権の三種類がある。質権というのは、債権者がその債権の担保として債務者または第三者（物上保証人）から受けとった物を債務の弁済があるまで自分の手もとにとどめておき、弁済がないばあいには、その物から優先的に弁済を受けることができるという権利（民法第三四二条）であり、抵当権というのは、債務者または第三者（物上保証人）が債務の担保として提供した物を債権者へその占有（使用）を移すことなく、従来どおり所有者（または所有者から適法に利用権を与えられた者）の使用およびそれによる収益を許しておく

ながら、債務の弁済がないばあいには、その物から優先的に弁済を受けることができるという権利（民法第三六九条）であり、譲渡担保権というのは、担保に入れた物の所有権を債務の弁済がないばあいに、債権者が債務者から譲り受ける権利である。なお、譲渡担保には譲渡質と譲渡抵当とがあるが、実際には後者が多い。譲渡担保は、民法が正規に認める担保制度ではないが、古くから行なわれているので、判例、学説でこれを有効と認めている。

銀行にとっては、物的担保の方が人的担保にくらべて貸付債権の回収にさいして容易であり、确实であるので、物的担保が重視される。普通の銀行が徴求する担保としては、确实性が大きく換金しやすい有価証券がもっとも適しているが、戦後、わが国においては不動産担保などの貸付の比重が大きくなり、全国銀行の担保貸付残高の七一%を占めており、有価証券担保貸付は四%にすぎない。また、銀行から常時、借り入れている企業では、借り入れのさいにそのつど担保を設定するということをしないで、現在および将来において生じるであろう債務の一定の極度額まで担保にする、という抵当、根抵当をおいておくのが普通である。まえにのべたように、当座貸越のばあいには、その契約において定期預金などが根抵当としておかれる。

以上、担保貸付について簡単にみてきたが、銀行が貸付のさいに担保をとるのは、貸付先の債務の不履行にそなえて、貸付債権の弁済を確保するための引き当てとしてとるのである。したがって、貸付金の返済の确实性は、提供された担保品にあるのではない。返済の确实性は、貸付先の経営、営業の状況あるいは貸付金の使途によってきまるとになる。

ところで、銀行が行なう企業にたいする貸付を担保別に考察することは、貸し付けられた貨幣が借り手である企業の再生産の過程にたいしてどのような役割を演じるか、という問題にとって重要なことである。

無担保で、信用で貸し付けられるばあいには、借り手である企業は、いままでもっていた資本額以上の資本、すなわち追加的資本を入手することになる。このことについては、説明を必要としないであろう。ところが、担保を徹して貸し付けられるばあいにおいても、無担保（信用）貸付のばあいと同じように、借り手である企業は追加的資本を入手することができる。それは、人的担保、保証人を徹して行なわれる保証貸付のばあいと、物的担保を抵当として貸し付けられる抵当貸付のばあいである。保証貸付のばあいには、担保といっても人的担保であり、保証人の保証を徹して行なわれる貸付であるから、このかたちで貸し付けを受けた企業は、そのときもっている資本額以上の資本を入手することができる。また、抵当貸付のばあいは、担保として提供された物に抵当権を設定して貸付が行なわれるわけであるが、担保として抵当に入れられた物は、銀行にその占有が移されることなしに、従来どおり借り手である企業によって使用されるのであるから、このばあいにも借り手である企業は、追加的資本を入手することができる。となる。

このように、無担保（信用）貸付、保証貸付、抵当貸付が行なわれるばあいには、借り手である企業は追加的資本を入手することになるが、これにたいして有価証券などを担保とし、質権を設定して貸付が行なわれるばあいには、借り手である企業は追加的資本を入手することにはならない。なぜなら、担保として質に入れた有価証券などは債務の弁済を履行するまで銀行の手もとにとどめられ、銀行の管理のもとにおかれるので、借り手である企業にとっては有価証券などの形態でもっている資本を貨幣資本の形態にかえただけにすぎないということになるからである。このばあいには、企業は、なんらかの理由により貨幣の形態での資本を必要とするために借り入れたということになる。以上のように、貸付を担保別に考察することによって、借り手である企業が追加的資本を入手することになるばあ

いと、すでもってゐる資本を貨幣形態の資本にかえることになるばあいとに分けることができるが、企業における再生産との関連でみれば、さらに、企業に貸し付けられた貨幣がどのように使用されるかによって、つぎの二つのばあいに分けることができる。

(1) 貸し付けられた貨幣が資本として機能するばあい。このばあいは、企業が銀行から入手した貨幣を資本として機能させるために借り入れるばあいである。借り手が商業を営む企業であれば商業資本として、また借り手が生産にたずさわる企業であれば産業資本として機能させるために借り入れるばあいである。資本は、再生産過程においては固定資本と流動資本とに分けられるから、より具体的にいえば、借り入れたそれぞれの企業において固定資本として、あるいは流動資本として機能させるために借り入れるばあいであるということになる。したがって、このばあいは、より具体的にいえば、貸し付けられた貨幣は、固定資本として、あるいは流動資本として使用されることになる。そして、このことに対応して、日常使われる設備資金貸付（または借入）、運転資金貸付（または借入）という区別がでてくる。

貸し付けられた貨幣が借り手である企業において固定資本として使用されるばあいには、投下した企業の手もとに還流してくるのは一部分であり、比較的長期間にわたる固定資本の回転期間を経過したのちにはじめて投下した資本の全部が還流してくる。そして、このことによって、このばあいの銀行への返済も規定されることになる。したがって、銀行が設備資金を貸し付けるばあいには、貸付は長期の貸付となり、返済は一部分ずつ長期にわたるといふかたちをとることになる。これにたいして、貸し付けられた貨幣が借り手である企業において流動資本として使用されるばあいには、比較的短期に還流してくるから、返済もそれによって規定されて短期のかたちをとることになる。し

たがって、銀行の運転資金の貸付は、短期貸付ということになる。

このように貸し付けられた貨幣が借り手である企業において資本として機能するばあいには、固定資本として機能するばあいと流動資本として機能するばあいとがあるが、いずれにしても、それは資本として機能し、資本として運動するのであるから、企業の手もとに利潤をともなつて還流して来るはずである。したがって、企業は借り入れた元金を返済し、利潤のなから利子を支払うことができるということになる。

(2) 貸し付けられた貨幣がたんなる貨幣として機能するにすぎないばあい。このばあいは、企業がすでに負っている債務を決済するために借り入れを求め、たんなる支払手段としての貨幣を借り入れるというばあいである。このような企業の借入は、資本の現実の還流が停止したために、還流する貨幣で支払を行なうべく予定していた債務を決済することができなくなつたというばあいに生じる。このような性質の借入がふえれば、借り入れた貨幣は債務の決済のために支払われたままになるから、企業は、借り入れた元金の返済に窮してくることになり、また利子を支払うことも困難になつてくることになる。企業のこのような借入は、債務の支払不能を銀行に救済してもらおうということであるから、銀行にとっては救済融資ということになる。この種の借入の需要は、恐慌期に顕著に現われる。

さいごに、一行の銀行ではなく、数行の銀行によつて行なわれる貸付についてのべておこう。

銀行が行なう貸付は、通常、貸付先にたいして貸付の条件などについてそれぞれの銀行が独自に判断して行なわれる。いわゆる単独融資である。しかし、電力、鉄鋼、輸出プラントなどの基幹産業にたいする融資で、その借入額が巨額であつて一行ではまかないえないようなばあいに、二行以上の数行の銀行が集まって協調融資団をつくり、融資条件や分担金額などについて協定して、企業に同時に同じ目的で貸付が行なわれるばあいがある。このような貸付の

形態が協調融資と呼ばれる。このばあい、企業の主取引銀行が幹事銀行となつて、幹事銀行を中心にして各行のあいだで融資条件や分担金額などが申し合わされるが、貸付そのものは、それぞれの銀行が個別に行なう。協調融資には、市中銀行のあいだで行なわれる市中協調融資と日本輸出入銀行との協調融資（輸銀協融）、日本開発銀行との協調融資（開銀協融）などがある。また、同じく二行以上の数行の銀行が共同融資団をつくり、幹事銀行に貨幣を拠出して一企業とのあいだに一つの金銭消費貸借契約をむすんで、幹事銀行が一括して貸付を行なうばあいがある。このような貸付の形態は共同融資といわれる。共同融資においては、貸し付けられる貨幣が幹事銀行に集中され、一括して幹事銀行によって貸付が行なわれるので、幹事銀行以外の銀行にとつては不利であるということなどの理由で、現在では一般に行なわれていない。

なお、手形貸付、証書貸付によって貸し付けられる金額は、一般に、借り手である企業の当座預金に記帳される。借り手は、この当座預金にもとづいて小切手・手形を振り出して支払にあて使用する。

(1) 「銀行取引約定書」(ひな型)

第二条

「手形によって貸付を受けた場合には、貴行は手形または貸金債権のいずれによつても請求することができます。」

(2) 当座貸越契約をむすぶことは、法律的には、金銭消費貸借契約の予約であつて、実際に取引先が当座預金残高をこえて小切手・手形を振り出し、銀行が支払ったばあいに、金銭消費貸借契約が成立したとみなされている。

五

手形割引というのは、一般的にいえば、手形の所持人が手形の支払期日、満期日のまえに第三者に手形を譲渡し、

譲渡の日から支払期日までの利子相当額を手形の額面金額から差し引いた金額を受けとるといふ取引であり、第三者の方からいえば、支払期日がまだきていない手形を手形の額面金額から支払期日までの利子相当額を差し引いた金額で買入れるといふ取引である。そして、手形を割り引いた第三者は、その手形の支払期日に手形の支払人から手形の額面金額を受けとる。手形を割り引いた第三者は、貨幣をG-I-Gとして機能させたことになる。したがって、銀行は、手形割引といふ業務を行なうことによつて、貨幣を利子生み資本として運用することができるのである。利子相当額は割引額、割引料といひ、その利率を割引歩合、割引率といふ。

手形割引においてその対象となる手形は、本来、商業手形である。商業手形といふのは、商品の掛け売り、掛け買といふ取引において、商品の代金の支払、または取立のために振り出される証書である。商品の掛け売り、掛け買が行なわれると、売り手は買入手にたいして債権者となり、買入手は売り手にたいして債務者となり、債権債務の關係、信用關係が生まれる。商業手形には約束手形と為替手形とがある。約束手形は、商品を掛けて買った買入手、債務者が振り出す手形であつて、振出人、支払人は買入手、受取人は売り手になる。為替手形は、商品を掛けて売った売り手、債権者が振り出す手形であつて、振出人は売り手、支払人および引受人は買入手、受取人は第三者または売り手（自己あて為替手形）といふことになる。なお、生産者が原料を掛けて購入するさいに振り出された手形を工業手形といふことがあるが、この手形も商業手形である。

手形は、單純な商品流通のもとにおいて商品流通が発達してくると、自然發生的に行なわれるようになる商品の掛け売り、掛け買にもとづいて發生する。

商品の掛け売り、掛け買いは、商業が発達し、ただ流通のためだけに生産を行なう資本主義的生産が発達するにつ

れて、より一層多く、広い範囲で一般的に行なわれるようになる。したがってまた、商品の掛け売り、掛け買いにもとづく債権債務の関係、信用関係も広く一般的に形成されてくることになる。

掛け売りが行なわれるようになると、売り手は、貨幣と引き換えに商品を販売するよりも、より広く商品の販路を広げることができ、商品の販売が促進される。他方、掛け買いができるようになると、買い手は、商品の購買にさいしてただちに貨幣を支払う必要がなくなり、そのとき実際にもっている資本よりもそれだけ大きく事業を営むことができるようになる。そこで、商品の掛け売り、掛け買いが一般的に行なわれるようになり、企業は、一方では掛けて商品を買ひ、他方では商品を掛けて売らうようになる。そして、このことによつて、一方では売り手から信用を受けるとともに、他方では買い手には信用を与えるという信用関係が形成されてくる。このような再生産にたずさわっている生産者や商人たちのあいだで、商品の掛け売り、掛け買ひという取引にもなつて互いに与え合う信用関係を商業信用——企業間信用——という。商品の掛け売り、掛け買ひという取引にもとづいて生じる債権債務関係、商業信用は、たんに商品の売掛金、買掛金というかたちをとることもあるが、一般的には、債権債務関係についての法律上の取り扱いが簡明である手形が多くもちいられる。したがって、それぞれ多くの企業は、一方では受取手形をもち、他方では支払手形をもっているということになる。

商品を掛けて売って手形を受けとつた企業は、この手形に裏書きをして、この手形と引き換えに商品を掛けて買うことができる。こうして、手形は、支払期日にいたるまでのあいだ支払手段として流通することができる。手形の支払人が支払期日に手形の所持人に手形の額面金額を支払われると、この手形と引き換えに商品を掛けて買った企業の売り手にたいする債務は清算され、したがってその企業にとっては支払手段としての貨幣が節約されたことになる。

このように、手形が債権を移転するために流通すると、現実の貨幣の支払は、手形の支払人が支払期日にその手形のさいこの所持人にたいして行なわれるだけであり、中間に存在する債権債務関係は解消され、債権債務は清算されることになる。したがって、手形に裏書きをした中間の裏書人は、いずれも貨幣の受け渡しなしに売買を完了したことになり、手形そのものが貨幣として機能したことになる。もし、さいこの手形の所持人にたいして手形の支払人が同額の債権をもっているとすれば、相殺によって債権債務関係のすべての連鎖がまったく貨幣の介入なしに決済されることになる。このように、商業手形は、商業信用にもとづいて生じ、そして流通することができるので、広い意味では信用貨幣と呼ばれる。また、商業手形は、流通する範囲が商品の掛け売り、掛け買いという商取引にかぎられるので、本来の商業貨幣というように呼ばれることもある。

ところで、売り手は、商品を掛けて売り、買い手に商業信用を与えることによって、商品を貨幣と引き換えに売ればあいにくらべて販路を広げることができるが、他方、かれの手もとへの貨幣の還流は、三〇日とか六〇日とかそれだけ遅くなることになる。かれは、受けとった商業手形に裏書きをして、それを利用して商品を掛けて買うこともできるが、しかし、この手形でもってかれが必要とする商品のすべてを買うことはできないし、また手形によっては支払うことができず、貨幣で支払わなければならない支払、たとえば債務の決済、賃金の支払、かれ自身の個人的消費のための支払、租税の支払などがある。したがって、かれは、信用を与える期間がなければいけないほど、それだけそのあいだの貨幣での支払のための準備金を多くもっていなければならないことになる。しかし、かれが貨幣を必要とするさいに、買い手から受けとっている手形を支払期日までに貨幣にかえることができるならば、かれは、貨幣での支払のための準備金を多くもっている必要から免れることができることになる。手形の所持人にとっての手

形の割引の意義は、この点にある。銀行が手形の割引を行なえば、企業は貨幣を必要とするさいに所持している手形を取引銀行において割り引いて貨幣資本を入手することができることになるからである。

手形割引の法的性質については、過去において、売買説と消費貸借説とがあつて論争が行なわれたが、現在、全国銀行協会連合会の「銀行取引約定書」（ひな型）では、買戻請求権についての規定（第六条）をしたうえで売買説がとられている。したがって、手形の割引依頼人は、銀行へ手形を裏書き譲渡して売り、このことによつて手形の形態にある資本を貨幣の形態にかえたのであり、銀行から貸付を受けたわけではない。しかし、手形の支払人が支払期日に支払わなかつたばあいには、割引依頼人は、裏書人として銀行にこの手形の買い戻しの債務を負い、ただちに弁済するということになっている。

手形割引によつて、手形の額面金額から割引料を差し引いた金額は、割引依頼人の当座預金に記帳される。割引依頼人は、この当座預金あてに小切手を振り出して支払いを行ない、または日本銀行券（現金）で引き出して支払いをすることになる。

以上のように、手形割引は、商品の掛け売り、掛け買いという商取引によつて生じる商業信用を基礎として、銀行が手形の債権を肩がわりするというかたちで、銀行信用が与えられるということであるが、銀行が手形を割り引くようになる、貨幣を必要とするさいには銀行で手形を割り引くことができるので、商業手形で受けとることが、したがつて商業手形を使用することが増大し、一般化するようになる。と同時に、まえにのべたように、受けとつた商業手形に裏書きをしてそれによつて支払にあてるということ、手形は流通することができるのであるが、銀行での手形割引が一般化するにつれて、商業手形を支払にあてるよりも、手形を割り引いて小切手でもつて支払うというよう

になり、手形そのものが再び流通するということが少なくなってくる。また、銀行で割り引けないような手形は、手形として十分に通用することができないというようにもなってくる。さらに、銀行が商品の買い手に直接に貸し付けることによって、手形による商品の購買を少なくするということもある。このように、手形割引においては、銀行信用は商業信用を基礎とするものであるが、銀行信用の発達は商業信用にたいしていろいろ反作用を与えることになる。

このような手形割引が銀行業を規定する固有の業務としてあげられ、銀行が行なう利子生み資本の主要な運用の形態として取り扱われているのは、(1)割引の対象となる商業手形が商品の掛け売り、掛け買いという実際の商取引に裏付けられているから、その商品が転売されるか、または加工されたのちに商品として売られることによって、その代金が手形の支払人の手に入り、手形の支払が確実に行なわれうると期待され、(2)割引にさいしては、少なくとも割引依頼人の裏書きがあるから手形上の債務者が二名以上いる複名手形であるので、債権の回収が比較的に安全であり、(3)回収までの期間が短期であり、(4)また再割引することもできる、というようなことが考えられるからである。したがって、銀行は、手形割引にさいして、実際の商取引の裏付けのある商業手形であるかどうか、割引依頼人および支払人の信用状態、手形の期間などを調査することになる。

実際に商品の掛け売り、掛け買いという商取引の裏付けがある商業手形は、真正な商業手形といわれる。これにたいして、実際には商取引がないのにあたかも商品の掛けによる売買が行なわれたかのように外見上みせかけて手形を作成し、その手形を割り引くことによって他人に融通させるために振り出された手形は、融通手形とか空手形といわれる。なお、当事者双方が互いに融通手形を振り出しあうばあいの手形を交換手形、書合手形、馴合手形などと呼ば

れている。このような融通手形は、支払期日に決済されないで不渡りとなることが多いことから、銀行は融通手形が入りこまないように注意する。しかし、真正な商業手形の割引であれば、支払が確実であり、安全である、というようにもいちがいにいえない。なぜなら、たとえば、掛けて売買された商品が支払期日までのあいだに予定された価格でかみならず売れるとはかぎらないからである。

ところで、一般に、手形割引によって銀行が取得した手形のことを割引手形と呼んでいる。現在、銀行の貸借対照表においては、手形割引の残高は、資産の総括科目、貸出金勘定のなかの勘定科目として手形貸付、証書貸付、当座貸越とならんで割引手形として計上されている。以前は、やはり貸出金勘定のなかの勘定科目として三つの貸付とちんで銀行引受手形、商業手形の二つの科目において計上されていた。さらに、それ以前においては、手形貸付などの三つの貸付の勘定科目からなる総括科目、貸付金勘定とは別に独立した総括科目、割引手形勘定としてそのなかで銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の三つの勘定科目に分けられて計上されていた。このような手形割引残高を計上する勘定科目の改変についてみると、まず、総括科目としての割引手形勘定が消え、同時に勘定科目、荷付為替手形もなくなり、手形割引残高は銀行引受手形、商業手形の二つの勘定科目において計上され、貸出金勘定のなかで総括されることになり、さらに、銀行引受手形、商業手形の二つの勘定科目が総括科目、貸出金勘定のなかで勘定科目、割引手形に一括されて計上されることになった、というわけである。手形割引残高が計上される割引手形が貸付金とともに貸出金勘定として総括されたということ、そして銀行引受手形、荷付為替手形の二つの勘定科目がなくなったということが目をひくところである。銀行引受手形、荷付為替手形の二つの勘定科目が整理されたということ、この二つの種類の手形の割引がなくなり、その残高が僅少となり、なきに等しい状態になったという事情による

のであるが、なおついでに、この二つの種類の手形について簡単にのべておこう。

銀行引受手形というのは、本来の意味では、銀行が支払を引き受けた為替手形のことであり、商品の売り手が買手とその取引銀行との約定にもとづいて、その銀行あてに為替手形を振り出し、その銀行の引受を受けた手形を市場で売却して、手形の期日までに商品の代金を回収するというかたちで利用される。しかし、わが国では割引市場が発達してないので、国内の取引では、このような本来の銀行引受手形の利用はほとんどみられない。昭和二年五月の勘定科目の整理のさいに、銀行の裏書き、または保証のある銀行裏書手形および銀行保証手形の割引も便宜上、銀行引受手形勘定で整理されることになったが、これらを含めても、割引手形に占める銀行引受手形の残高は、全国銀行ベースでわずか〇・〇一％にすぎず、都市銀行ベースでは〇・〇〇三八％にすぎない。

荷付為替手形というのは、遠隔地のあいだの商品の売買取引において、売り手が商品の代金取り立てのために買手またはその指定銀行を支払人とし、売り手または売り手の取引銀行を受取人として振り出した為替手形であつて、その手形の支払、または引受が輸送する商品を表章する運送証券（船荷証券または貨物引換証）によつて担保されている手形である。荷付為替手形は、荷為替手形、また略して荷為替、荷手などともいわれる。荷付為替手形も一種の商業手形であるが、現在、国内の取引では、ほとんど利用されておらず、この手形の割引残高もほとんどなきに等しい。荷付為替手形は、昭和四年三月三十一日の「銀行法施行細則付属業務報告書」（ひな型）の改正で、勘定科目としては商業手形勘定に併合された。なお、外国貿易においては、もっぱら荷付為替手形が利用される。

さいごに、わが国における貸付および手形割引の貸出に關連するおもな事項について簡単にのべておこう。

(1) 間接金融方式

金融方式には、大きく分けて直接金融と間接金融とがある。個人などの「資金」の供給者が株式や社債を証券市場において購入し、直接、「資金」の需要者である企業に「資金」を融通する方式が直接金融と呼ばれ、個人などが金融機関に預金し、金融機関がそれをもとにして「資金」の需要者である企業に貸し出したり、株式や社債を購入したりして間接に「資金」が融通される方式が間接金融といわれている。

わが国では、後者の間接金融が圧倒的な割合を占めている。そして、このことがわが国の金融構造の特色であるとされている。これは、わが国の証券市場がこれまで未発達であったこと、個人の貯蓄が預貯金中心に選好されていること、企業にとっては直接金融によるよりも間接金融のほうが資本を調達しやすかったこと、などに起因するものであるとされている。

このように、わが国では間接金融が優位を占めているのであるが、間接金融のなかでは貸出のウェイトが高く、そして民間の金融機関の貸出のなかでは銀行の貸出が大半を占めている。

(2) 貸出についての規制

(イ) 市中貸出増加額規制　日本銀行が取引先金融機関にたいして、これらの金融機関が取引先企業に貸出をする貸出増加額をある範囲内にとどめようとする直接的な量的規制であり、いわゆる窓口指導の中心をなすものである。これは、一定の規則にもとづいて行なわれる制度的に確立したのではなく、日本銀行の取引先金融機関にたいする債権者としての立場と取引先金融機関の協力にもとづいて、取引先金融機関にたいしてその与信活動、貸出の増加額について指導するというものであるとされている。窓口規制の対象となった金融機関は、当初は都市銀行であったが、その範囲は時によって広げられ確定していない。窓口規制は、昭和二八年にはじめられ、特定銀行ごとに毎月の貸出

計画を提出させ、その限度を査定し、貸出増加額を規制するというやり方で行なわれていたが、昭和三八年五月に一時廃止された。その後、昭和三九年一月に再び復活したが、その内容は、四半期ごとに金融機関の業態別に貸出増加額を前年同期の実績にたいして何%というように一定の比率を明示して規制しようとするものであった。そして、この市中貸出増加額規制は、昭和四三年一〇月以降、一時、資金ポジション指導にぎりかえられたが、昭和四八年以降、復活された。市中貸出増加額規制は、制度ではないので、金融緩和のときには行なわれないこともあり、また金融引締のときには対象金融機関の範囲を広げて行なわれるというように、本来、公定歩合操作、公開市場操作、準備預金制度など、他の正規の金融調節方法を補完する性格のものである。しかし、金融引締のさいには、実際上もっとも有力な手段としてもちいられる。

(ロ)歩積預金、両建預金の規制　歩積みというのは、金融機関が手形割引を行なうさいに、割引手取金の一部を割引依頼人の預金（主として定期預金）として積み立てさせることで、歩積みによって積み立てられた預金が歩積預金である。両建てというのは、金融機関が貸付のさい、借り手に貸付金額の一部を定期預金にしておき、貸付期間中拘束するという条件で貸し付けられることで、預金を担保あるいは見返りとしてるところから両建てといわれ、このようなさいにおかれる預金が両建預金である。歩積預金、両建預金は、一定の期間、拘束されるので拘束性預金ともいわれる。

歩積み、両建てによる預金がおかれることになる、割引依頼人、借り手にとっては名目上の金利よりも実質上金利が高くなり、金利負担が増大することになる。

歩積み、両建てはいずれも債務者の信用を補完する担保となるという意味から、わが国では、昔から商慣習として

広く行なわれており、一般に、ある程度の歩積み、両建てはさしつかえないとされていた。しかし、金融機関の収益性と債権確保の両面を充足する手段として、また預金獲得の手段として一般的に過度に行なわれるようになり、貸し手としての優位な立場を利用して過当な拘束性預金を強制する金融機関の姿勢が金融行政上ひいては政治、社会の問題として取り上げられるようになった。

なお、歩積・両建預金の自粛措置については、昭和二六年三月以降、たびたび規制の強化ないしその徹底のための大蔵省銀行局長通達が出されている。

(イ)大口融資規制　銀行の大口融資については、現行銀行法第一三条およびこれにもとづく政令によって規制されている。大口融資規制の問題は、銀行の資産運用の安全性（危険分散）、銀行の公共性（資金の適正な配分）などの観点から古くから取り上げられていたが、わが国では、昭和四九年一月二五日の大蔵省銀行局長通達によって行政指導として大口融資規制が実施されることになり、その後、昭和五七年四月一日施行の銀行法において法制化された。規制の対象となる信用供与は貸出（貸付および手形割引）であり、規制の基準は一債務者にたいする貸出金の合計額が広義の自己資本（資本金および準備金）の一定比率、普通銀行は二〇％、信託銀行は三〇％（なお長期信用銀行は三〇％、外国為替銀行は四〇％）に相当する額を越えてはならないとされている。ただし、たとえば、債務者が電力業その他の国民経済上とくに緊要な事業で限度額を越えて信用供与をしないと事業の安定的な遂行、継続に困難ないし著しい支障が生じるおそれがあるばあい、大蔵大臣の承認を受けたときは適用除外となり、また国および地方公共団体にたいする信用供与については適用されないとされている。なお、大蔵省令で回収が確実に安全性が高いと考えられる商業手形の割引、預金担保貸付、国債担保貸付などについては、大口融資規制の対象外とされている。

(2)貸出金利の規制　銀行の「貸付の利率、手形の割引率、当座貸越の利率」などの短期の貸出金利（期間一年未満、一件一〇〇万円以上）は、昭和二三年一月以降、「臨時金利調整法」（以下「臨金法」と略す）にもとづく大蔵省告示によってその最高限度が規制されている。昭和三三年まではこの法律にもとづく告示によって細かい規制が行なわれていたが、昭和三三年六月以降は全国銀行協会連合会（以下、全銀協と略す）の申し合わせというかたちで「臨金法」の限度内で銀行が自主的に貸出金利の最高限度を決定することになった。しかし、この銀行の申し合わせによる自主規制は、「独占禁止法」との関係で昭和五〇年四月に廃止され、それ以降は各銀行の自主的な判断できめられることになった。

他方、昭和三四年二月からは、アメリカのプライム・レート制にならって「標準金利」制度が導入されている。標準金利とは「信用度の特に高い手形の割引および貸付」に適用される金利であって、事実上、銀行の最優遇の貸出金利であり、貸出金利の下限となっている。この標準金利も全銀協の申し合わせによってきめられ、昭和四五年一〇月までは公定歩合と同率、それ以降は公定歩合に〇・二五%を加えた水準であった。しかし、銀行の申し合わせにより標準金利をきめる方式は、さきのいわゆる自主規制金利の廃止にともない昭和五〇年四月に廃止され、それ以降は各銀行が自主的にきめることになった。

このように、銀行の貸出金利の最高限度は、「臨金法」にもとづく限度内で、そして標準金利も各銀行の自主的判断によってきめられるようになったが、実際には、全国銀行協会の会長を務める銀行が自行の貸出金利の最高限度と標準金利を決定、発表して、その他の銀行はこれに追従するという方式がとられているとのことである。標準金利は、公定歩合の変更にしたがい変更されているが、昭和五六年三月以降は公定歩合に〇・五%上乘せした利率になっ

ている。現在、「臨金法」にもとづく貸出金利の最高限度は年一五%、標準金利は六・〇%、その他の手形の割引、貸付の最高限度は七・七五%、当座貸越の最高限度は八・七五%となっている。

なお、長期貸出金利は、「臨金法」により規制されていない。各銀行が自主的にきめることになっているが、長期信用銀行や信託銀行は同一の長期最優遇金利を設定している。

参考文献

- 。三宅義夫著『金融論』（新版）、有斐閣。
- 。松本 崇・ほか四氏著『貸出』（上）（『銀行実務総合講座』第二巻）、金融財政事情研究会。
- 。呉 文二著『金融読本』、東洋経済新報社。
- 。北原道貫編『銀行読本』、東洋経済新報社。
- 。体系『金融大辞典』、『金融用語辞典』、東洋経済新報社、その他。

六

以上、わが国における銀行の貸付、手形割引についてそれぞれの内容、手続、経済的な意味などを簡単に考察したが、銀行は貸付、手形割引において企業などに信用を与えることになる。そこで、さいごに銀行が与える信用、銀行信用の特徴についてのべておこう。

銀行は、貸付においては貸付金額の貨幣を、手形割引においては手形の額面金額から割引料を差し引いた金額の貨幣を借り手、手形割引依頼人に交付することになるが、この貨幣の交付はどういうかたちで、どういう方法で行なわれるのであろうか。すでに、貸付および手形割引を考察したさいに、現在は、一般に、銀行の貸付、手形割引におい

て借り手、割引依頼人に交付する金額は、自行の借り手、割引依頼人の当座預金に記帳され、借り手、割引依頼人は、この当座預金あてに小切手・手形を振り出して、または現在の現金である日本銀行券を引き出して使用しているとのべたが、銀行が貸付、手形割引において交付する金額の借り手、割引依頼人への交付の基本となる方法は、貨幣そのものを交付する方法である。そこで、まず、銀行の貸付、手形割引 \parallel 貸出が貨幣そのもので行なわれるばあいについて、つぎに、借り手、割引依頼人の当座預金に記帳する、すなわち預金を設定することによって行なわれるばあいについて考察してみよう。

(1) 銀行の貸出が貨幣そのもので行なわれるばあい。

銀行は、預金として集積した貨幣の全額を貸し出すことはできない。預金は、銀行にとつては債務であり、そのなかには要求払いの預金もあるからである。したがって、銀行は、預金の払い出しのために準備金を保有していなければならぬ。この銀行の準備金の大きさは、預金の額の何%でなければならぬというように理論的に規定されるものではなく、銀行の経験において予想される額によって与えられる。

考察を簡単にするために、預金として預けられた貨幣の総額が一〇〇であり、準備金を五〇、したがって準備率を五〇%としよう。

銀行は、このばあい五〇を貨幣そのもので貸し出すことができることになる。ここで注意しなければならないことは、銀行は、預けられた預金一〇〇という債務額にたいして五〇の準備金しか保有していない、無準備の債務を負っているということである。銀行が貸出を貨幣そのもので行なうばあいには、銀行は、一方で貨幣を預かり、他方でそれを貸し出すということである。たんなる媒介的な機能をはたしているにすぎないというようにみえるが、しかし、銀行は、

預金として預けられた貨幣を自己の責任と計算とにもとづいてその一部分を貸し出しており、預金の額と同額の準備金を保有しないで、無準備の債務を負っている。銀行は、準備されていない、無準備の債務を負って貸出を行なっていることがわかる。したがって、貨幣そのもので貸出を行なうばあいにおいても、銀行は信用を取り扱っているのである。

(2) 銀行の貸出が預金の設定で行なわれるばあい。

(1) のばあいと同じように、預金として預けられた貨幣の総額が一〇〇であり、準備率を五〇%としよう。銀行は、このばあい一〇〇を預金の設定によって貸し出すことができることになる。このばあい銀行が負う債務額は、預けられた預金にたいする債務一〇〇、そして預金の設定によって貸し出されたために生まれた預金にたいする債務一〇〇、合わせて二〇〇であり、それにたいする準備率五〇%、準備金一〇〇を保有している。したがって、預金の設定で貸出が行なわれるばあいにも、(1) のばあいと同様に、銀行は、無準備の債務を負うことによって貸出を行なっているということになる。このように、銀行は、無準備の債務を負うことによって貸出を行なうのである。銀行の貸出の特徴、銀行信用の特徴は、貸出を行なう他方で銀行が無準備の債務を負う、という点にあるのである。^(注)このことを理解しておくことは重要である。

ところで、貸出が預金の設定で行なわれるばあいは、預金という銀行の「支払約束」で貸出を行なっているので、銀行が信用を取り扱っているということが目にみえてあきらかである。そして、そればかりではなく、このばあいは、(1) のばあいくらべて貸し出すことができる額は、五〇ではなくその倍の一〇〇である。すなわち、銀行が預金の設定でもって貸出を行なうばあいには、銀行は信用を創造することができるのである。

まえにのべたように、現在、一般に、銀行の貸出は、預金の設定によって行なわれている。したがって、銀行の貸出がいわゆる銀行の現金準備の減少をひきおこさないかぎり、銀行は信用を創造することができるのである。

銀行は、一方で、貨幣取り扱い業務を営み、また利子をつけて預金を大量に集積し、他方で、この大量に集積した預金をもとにして、自己の責任と計算にもとづいて無準備の債務を負うことによって貸付または手形割引などを行ない利子生み資本として運用し、利潤を取得するのである。銀行の利潤は、一般的にいえば、銀行が貸出の利子よりも低い利子で預金を集めるといふことから生まれる。

(注)

。三宅義夫著『マルクス信用論体系』、日本評論社。

。小林威雄『貨幣論研究序説』、青木書店。

(昭和五八年七月一日)